

旭国際姫路ゴルフ俱楽部 会則

第一章 総 則

第一条 (名称)

本俱楽部は旭国際姫路ゴルフ俱楽部（以下「俱楽部」という）と称する。

第二条 (目的)

本俱楽部は旭国際開発株式会社（以下「親会社」という）が所有し、経営する旭国際姫路ゴルフ俱楽部のゴルフ場およびその他付属施設を利用して健全なるゴルフの普及発達につとめると共に会員の体位向上ならびに会員相互の親睦を図る社交機関たることを目的とする。

第三条 (事務所)

本俱楽部の事務所は親会社ならびに俱楽部内に置く。

第二章 会 員

第四条 (会員の種別)

本俱楽部の会員は次のとおりとする。
(一) 正会員（個人会員、法人会員）
俱楽部の休業日、指定日を除いてゴルフ場およびその他付属施設の利用が出来る会員
(二) 平日会員（個人会員、法人会員）
ゴルフ場およびその他付属施設の利用が出来る会員

第五条 (入会手続)

（一）入会希望者は、所定の入会申込書を親会社に提出し、親会社および理事会の承認を受けた後、親会社に対しても所定の期日内に登録料および預託金もしくは名義書替料を納入しなければならない。

（二）入会希望者は、前項の手続をすべて完了した時点において会員資格を取得するものとする。

第六条 (預託金証書)

（一）入会希望者が募集方式により入会する場合は次のとおり預託金証書を発行する。

（二）入会希望者が登録料および預託金の全額を一括現金にて納入して入会する場合は、親会社はその入金を確認した後、速やかに証書を作成・交付する。

（三）入会希望者が親会社の認めた割賦方法にて入会する場合は、親会社は右割賦金全額払込み完了時に証書を作成、交付する。

（四）入会希望者が親会社の認めた割賦方法にて入会する場合は、親会社は右割賦金全額払込み完了時に証書を作成、交付する。

（五）入会希望者が證渡方式により入会する場合は前項に準ずる。

この場合、親会社は、旧証書と引換えに、入会希望者に新たに会員証書を作成、交付する。

第七条 (登録料等)

一、登録料、名義書替料（含相続名義書替料）、法人登録者変更料は、親会社の定める金額とする。
二、登録料、名義書替料（含相続名義書替料）、法人登録者変更料は、理由の如何を問わず返還しない。

第八条 (預託金の内容・据置期間)

一、預託金には利息を付けない。
二、預託金は、募集方式により入会した会員については会員資格取得日から第六条第一項の証書作成日より十年を経過した日まで、譲渡方式により入会した会員については同じく会員資格取得日から同条第二項の証書作成日より十年を経過した日まで、各々据置くものとする。

第九条 (据置期間の延長)

一、親会社は、会社の経営を円滑に遂行するため必要のあるとき、または俱楽部の運営上会員の利益を著しく阻害するおそれのあるとき、あるいは天災地変、経済事情の変動等やむを得ない事情が発生したときは、前条第一項にかかるらず、据置期間の満了の日から三ヶ月以前に理事会の承認を得たうえで一回に限り十年以内の据置期間を延長することができる。この場合、親会社は会員に対し据置期間延長理由と延长期間を通知しなければならない。

二、理事会による据置期間延長の決定は、いかなる機関のすべての裁決よりもこれを優先するものとする。

第十条 (預託金の返還)

一、譲渡を受けた会員権の新規入会者（名義書替）の預託金返還については、その時点で適正な会員権相場価格とし、預託金額面を上回らないものとする。会員権相場価格は、関西ゴルフ会員権取引業協同組合の評価を基準とする。但し、平成十五年十一月二十日現在所有の会員権を親子譲渡・相続譲渡・法人内名義書替に関しては、この限りではない。

二、会員が、据置期間満了後、親会社に対し所定の届出をして退会したときは、親会社は理事会の承認を得て証書と引換えに預託金を返還する。

三、親会社は、会員が除名された場合は第十六条第一項第（四）号、第（六）号において預託金の一部に残債が生じた場合は、預託期間満了後に返還する。但し、証書発行前ににおいて原因が生じたときは、その当該原因が生じた日を起算日として十年後に返還する。

四、親会社が預託金を返還する場合において、会員が親会社に債務を負担するときは、親会社はその支払期限の如何にかかわらず返還時において対当額を相殺のうえ残額を返還する。

五、会員は、第八条第二項の据置期間満了前、および本条第三項但書の期間は、理由の如何にかかわらず預託金の返還を請求することができない。

六、第十条第一項により会員となつたものは、名義書替をした日から十年間預託金を据置くものとする。但し、会員権市場での名義書替その他による譲渡は可能とする。

第十一條（譲渡）

- 一、会員は、親会社に対し所定の届出をなし、理事会の承認を得て、その資格を譲渡することができる。
- 二、親会社は、旧証書および名義書替料の支払いと引換えに、新たに証書を作成のうえ譲受人に交付する。
- 三、譲渡方式により入会した会員は、譲渡会員の親会社に対する権利、義務を承継する。但し、譲渡会員に対する預託金返還の据置期間および資格の譲渡の禁止期間に関する定めはこれを承継しない。
- 四、親会社は、必要に応じて一定期間名義書替を停止することができる。
- 五、会員権を譲り受けたものは、会則の定めによる所定の名義書替手続を経ることなく親会社に対して預託金返還請求することは出来ない。
- 六、会員は、退会、契約解除等の事由により会員契約が終了した場合でも、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することは出来ない。
- 七、預託金返還請求を目的とする第三者に会員権を譲渡することは出来ない。万一、このような第三者に譲渡された場合は、譲渡行為、譲受行為は親会社との関係において無効であり、これを親会社に対抗出来ないものとする。

第十二條

- （法人会員）
- 一、法人会員は、会員権一口につき、その法人の役員または従業員のうち一名をゴルフ場およびその他付属施設の利用者として記名登録する。
- 二、登録者の承認および変更の手続は、第五条を準用する。
- 三、登録の変更が承認された場合、法人会員は親会社に対し、所定の登録者変更料を納入しなければならない。

第十三條（相続手続）

- 一、個人会員に相続が発生したときは、相続人一名に限り会員資格を承継することができる。相続人一名に限りこの場合、全相続人は親会社に対し、所定の手続に従い会員資格の承継を申し出なければならない。
- 二、前項の申し出が承認された場合、相続人は親会社に対し、所定の相続名義書替料を納入しなければならない。
- （退会）
- 一、会員が本俱楽部を退会しようとするときは、本俱楽部所定の書面をもって親会社または理事会にその旨届け出なければならない。
- （会員資格の停止、除名）
- 一、会員が次の場合のいずれかに該当する事由が生じたときは、親会社は理事会の承認を得て会員の資格を一定期間停止したり、もしくは除名することができる。
- （五）入会申込書に虚偽の記載をしたとき。
- （二）諸支払いを一回でも三ヶ月以上滞納したとき、または二回分以上支払いを遅滞したとき。
- （三）本会則または理事会の定めた事項を遵守しなかったとき。
- （四）親会社または本俱楽部の名誉ないし信用を毀損し、または秩序を乱したとき、もしくはその行為を計るうとしたとき。
- （五）会員が、入会前または入会後に暴力団または反社会的団体に所属しているか、もしくはその関係者である事が判明したとき。
- （六）会員が入会前または入会後に犯罪を犯したとき。
- （七）会員資格を不正に使用させたとき。
- （八）その他、前各号に準ずると認められるとき。
- 二、会員が除名されたり、親会社は預託金を返還しないことができる。されたときは、親会社は預託金を返還しないことができる。
- （一）会員は次の事由が生じたときは、その資格を喪失する。
- （二）会員資格を譲渡したとき。
- （三）会員が退会したとき。
- （四）会員権が競売もしくは公売されたとき、または預託金返還請求権の一部もしくは全部を喪失したとき。
- （五）法人会員の破産および解散、ならびにこれに準ずる場合
- （六）親会社が保証人として会員の債務を代位弁済したとき
- （七）会員が預託金の据置期間中に前項第二号ないし第

第十六條

- （六）号により会員資格を喪失して預託金の返還を受けようとする場合、親会社は預託金の三〇パーセントを違約金として徴収する。
- 三、第一項第二号ないし第六号の各場合においては、親会社は第十条の規定にもとづき、前項の違約金を控除した預託金残金を返還する。

第十七條（担保設定の承諾）

- 会員たる資格（会員権）を担保に供するときは、理事会の承認を得なければ、その効力を親会社に対抗することがでなければならないものとする。

第十八條（会員の義務）

- 一、会員は、親会社から別に定められた年会費・諸料金について請求を受けたときは指定された期日までに全額支払わなければならない。
- 二、会員は、ゴルフ場等を利用する場合、俱楽部において定められた事項を遵守しなければならない。
- 三、会員は、住所、連絡先等の変更があった場合は、速やかに俱楽部に連絡するものとする。

第十九條（会員の義務）

- 一、親会社は、将来クラブハウスの増改築、コース・グリーンの増改築、練習場（ドライビングレンジ、パッティング・グリーン）等の新設により入会時より改善された施設等を提供する場合は、会員に対し、追加預託金または協力金を請求することができる。
- 二、会員は、前項の追加預託金または協力金を全額するまでは、会員としてのプレー権を行使できないものとす

第三章 役員

第十一条（役員）

本俱楽部に理事会を設け次の役員を置く。

（役員の任命および任期）

- 一、役員はすべて名譽職とし、親会社が委嘱任命する。
- 二、任期は一ヶ年とし、兼任を妨げない。
- 三、役員は任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでその職務を行う。

（理事会の構成）

- 一、理事長は俱楽部を代表し、理事会の議長となる。
- 二、理事は理事会を構成し、理事会において議案を審議する。
- 三、理事長に支障がある場合は、親会社が選任した理事がその職務を代行する。

（理事会の職務）

- 理事会は、親会社が立案する次の事項について審議決定し、親会社はその決定事項に基づいて執行する。
- （一）俱楽部運営に関する基本的事項
- （二）俱楽部会則、諸規定の制定、改廃
- （三）委員会の設置および委員の選任
- （四）入退会の承認
- （五）その他必要事項

（理事会の招集）

- 一、理事会は、理事長が招集する。
- 二、理事長は、理事会の開催を各理事にその開催日の七日前に伝達するものとする。ただし、緊急の場合は招集の当日開催することができる。

（理事会の決議）

- 理事会の決議は、出席理事の過半数（委任状を含む）にて決し、可否同数の場合は議長が決定する。

（細則）

- その他必要な細則は別にこれを定める。

（付則）

- 本会則は平成十五年十一月二十日以降入会した会員に適用する。

以上